

# 〈様式2〉

## 意見書

〇〇立〇〇学校長 様

先に、保護者から依頼がありました児童生徒の日常的・応急的手当に関する報告を  
します。

1 児童生徒名 \_\_\_\_\_

2 日常的・応急的手当の内容と範囲

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

〈配慮事項〉

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 所見

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

平成 年 月 日

主治医 \_\_\_\_\_ 印

校医確認印	
-------	--

# 〈様式3〉

〇〇 第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

〇〇立〇〇学校長 〇〇〇〇

## 日常的・応急の手当検診通知書

先にご提出いただきました日常的・応急の手当実施申請書にもとづき、下記の日程で検診を行いますので、お子様同伴でご出席くださるようお願いいたします。

### 記

1 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_\_年 児童生徒名 \_\_\_\_\_

2 日 時 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 より

3 場 所 \_\_\_\_\_ 〇〇学校保健室

4 内 容 \_\_\_\_\_ (検診内容について付記する)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

# 〈様式4〉

〇〇 第 号  
平成 年 月 日

主治医 \_\_\_\_\_ 先生

〇〇立〇〇学校長 〇〇〇〇

## 承 認 願

日頃より障害児教育に深いご理解とご配慮を賜り、ありがとうございます。  
さて、先に意見書をいただきました児童生徒について、学校として下記のように決定いたしましたので、ご了知いただきますようお願い申し上げます。もし不都合があれば、ご指摘、ご教示いただければ幸いです。また、今後の教職員の研修につきましても、ご支援いただきますようお願いいたします。

### 記

1 児童生徒名 \_\_\_\_\_

2 日常的、<sup>※</sup> 応急的手当の内容と範囲

---

---

---

# 〈様式5〉

## 承 諾 書

〇〇立〇〇学校長 様

先に申請があった下記の者に、日常的・応急的手当を実施することを承諾します。

### 記

1 児童生徒名 \_\_\_\_\_

2 日常的・応急の手当の内容と範囲

---

---

---

平成 年 月 日

主治医 ○ ○ ○ ○ 印

# 〈様式6〉

〇〇 第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

〇〇立〇〇学校長 〇〇〇〇

## 医学個別研修通知書

日常的・応急的手当に関し、主治医の指導のもと手当を実施する教員の研修を下記のとおり実施いたします。

ご多忙のおり恐縮ですが、お子様同伴でのご出席をお願いいたします。

### 記

1 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_\_年 児童生徒名\_\_\_\_\_

2 研修日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分 より

3 研修内容

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4 研修場所 (主治医の指定する場所)

# 〈様式7〉

## 医学個別研修修了書

〇〇立〇〇学校長 様

日常的・応急の手当を必要とする下記の者に関する手当を、実施する教員に指導し、医学個別研修が修了しましたことを報告します。

ついては、下記1の教員は、下記2の児童生徒に日常的・応急の手当を実施してよいと判断します。

記

1 教員名 \_\_\_\_\_

2 日常的・応急の手当を受ける児童生徒名 \_\_\_\_\_

3 日常的・応急の手当の指導した内容と範囲

---

---

---

平成 年 月 日

主治医 ○ ○ ○ ○ 印

# 〈様式8〉

〇〇 第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

〇〇立〇〇学校長 〇〇〇〇

## 日常的・応急的手当決定通知書

先にご提出いただきました日常的・応急的手当実施申請書にもとづき、手当を実施する教員を決定し、その研修が修了しました。

ついては、下記のとおり通知いたします。

### 記

1 \_\_\_\_\_部 \_\_\_\_\_年 児童生徒名 \_\_\_\_\_

2 日常的・応急的手当の内容と範囲

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 手当を実施する教員名 \_\_\_\_\_

※ 毎日の保護者の緊急連絡先及びお子様の健康状態を連絡帳等で学校にお知らせください。

4 日常的・応急的手当の期間

平成 年 月 日 より 平成15年 3月31日 まで

( \_\_\_\_\_ は除く)

※ なお、手当の開始は様式10を学校長が受理した後とします。